

第5次

# 福祉の輪づくり運動 推進県域活動計画

概要版

(平成27年度から平成31年度まで)

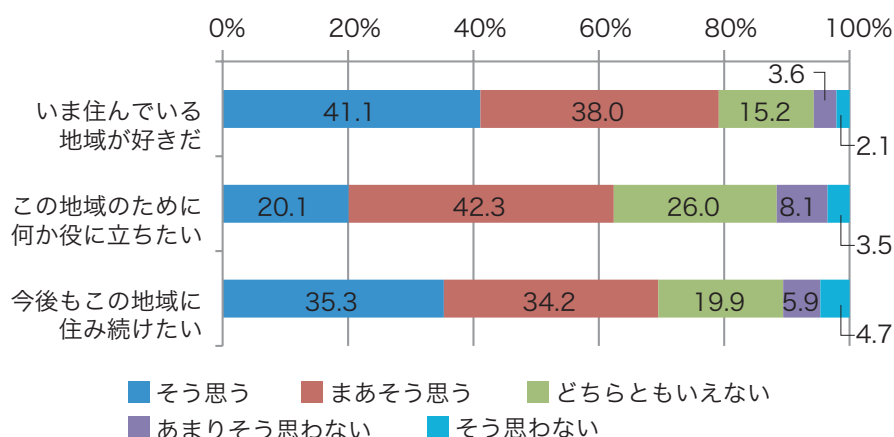
「住み慣れた地域で 誰もが 安心して  
心豊かに 暮らし続けることができる  
地域(まち)づくり」をめざして

# 山口県の地域社会の今

「住み慣れた地域に住み続けたい」という思いを支える仕組みが弱くなってきています。

山口県には地域に愛着を持ち、ずっと住み続けたいと考えている人が多いです。

「福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）」の結果によると、山口県には「今後もこの地域に住み続けたい」と思っている人が7割います。さらに、「この地域のために何か役に立ちたい」という貢献意欲を持つ人も6割を超えています。

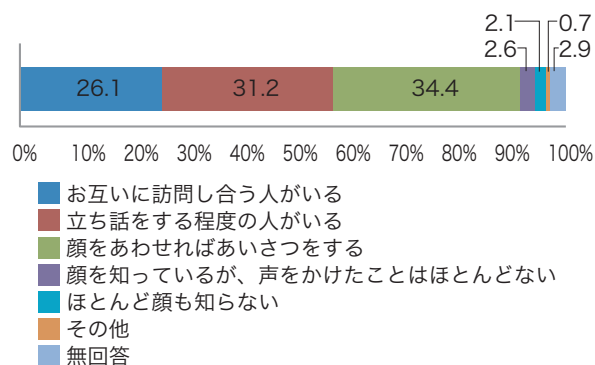


山口県民の地域についての考え

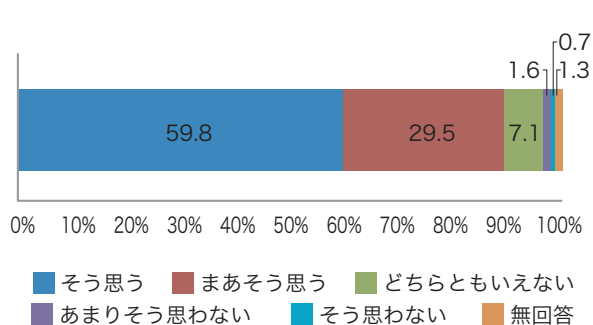
※山口県社会福祉協議会「2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）」

山口県の近所づきあいは実質的ですが、地域社会での活動には参加しにくくなっています。

山口県では近所づきあいを9割の人が必要と考え維持されていますが、地域社会での活動については「時間がない」「健康や体力面で自信がない」などの理由で参加をためらう人も少なくありません。



近所づきあいの程度



近所づきあいの必要性～近所づきあいが必要と思うか～

※山口県社会福祉協議会「2013年度福祉に関する県民意識調査（平成25年9月）」

## 山口県では全国平均を上回る高齢化の進行に加え、人口減少も進んでいます。

平成27年時点で、山口県は全国で4番目の高齢化が進んでいる(高齢化率32.2%)県と推計されています。また、平成52年には山口県の高齢化率は38.3%になると予測されています。

山口県の人口は平成22年には145万人でしたが少子化や人口の流出などのため、平成52年には102万人となり約3割減少する見込みです。

### 《高齢化と人口減少の地域性》

#### ●高齢化率（平成27年）（%）

順位	全 国	
1	秋 田 県	33.7
2	高 知 県	33.0
3	島 根 県	32.7
4	<b>山 口 県</b>	<b>32.2</b>
43	滋 賀 県	24.2
44	神 奈 川 県	24.1
45	愛 知 県	24.0
46	東 京 都	23.1
47	沖 縄 県	19.8

#### ●平成27年を100とした際の平成52年の人口の推移

順位	全 国	
1	沖 縄 県	98.3
2	東 京 都	93.5
3	滋 賀 県	92.8
37	<b>山 口 県</b>	<b>73.7</b>
38	長 崎 県	73.5
39	福 島 県	73.2
40	徳 島 県	72.7
41	島 根 県	72.6
42	和 歌 山 県	71.8
43	山 形 県	71.5
44	岩 手 県	70.5
45	高 知 県	70.2
46	青 森 県	67.9
47	秋 田 県	64.4

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成25年3月推計）」

## 山口県では単身世帯が最も多く、高齢者ひとり世帯や夫婦のみ世帯がこれからも増え、世帯の規模が極小化していきます。

かつては4人以上であった平均世帯人員は減少し、平成27年には2.29人と推計され、今後さらに減少する見込みです。

単身世帯は既に最も多い家族類型ですが、平成27年で31.9%と推計されています。

平成47年には単身世帯はさらに増加し、36.5%となり、特に高齢者ひとり世帯は世帯全体の17.9%となる見込みです。つまり、10世帯の内3~4世帯は単身世帯となり、その内2世帯は高齢者のひとり世帯となります。

### 《家族類型別世帯割合》

	単身世帯		夫婦のみ世帯		夫婦と子からなる世帯		ひとり親と子からなる世帯		その他の一般世帯	
	H27	H47	H27	H47	H27	H47	H27	H47	H27	H47
一般世帯	31.9	36.5	24.3	23.0	24.8	22.4	9.7	11.6	9.2	6.6
高齢(65歳)世帯	34.0	39.5	35.4	31.7	11.5	10.4	8.6	10.5	10.4	7.9

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（平成26年4月推計）」

**つながりの希薄化により生活に困難を抱える人が増えています。**



## ひとり暮らしの高齢者

電球を取り換えられない、重たいものを運べない、外出時の交通手段がないなどの困りごと

## 認知症などにより判断能力が低下した人

徘徊による行方不明、悪質商法などの犯罪被害に遭うなどの困りごと



## 人々の暮らしの中にも様々な問題があります

### (1) 公的なサービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題

例えば、近年孤立死は社会問題化していますが、この問題は、現在の日本において、社会保障制度や福祉施策が適切に届かないために、命を落としてしまう人が存在していることを浮かび上がらせています。

亡くなった人は稼働世代の一人暮らしの人や、障がい者とその介護や支援をしていた親や兄弟、精神障がいを持った失業者など、一人暮らしの高齢者にとどまらず、様々な年齢層や社会的背景、福祉課題・生活課題を抱えた人であったことが指摘されています。

こうした人の多くが生活困窮に陥っていたことも指摘されており、経済的な困窮と社会的孤立の結びつきは深く結びつき、複合的な傾向にあります。

さらに地域には、孤立死以外にも、自殺、ニート、引きこもり、ホームレス、ごみ屋敷、身元不明高齢者や居所不明児童といった問題をはじめ、年々増加している家庭内の高齢者虐待、児童虐待、DVといった問題もあります。こうした問題を抱えた人にとってさらに深刻なことは、これらの問題には世代間連鎖が少なくないということで、様々な負の連鎖を断ち切るために、制度の狭間を埋め、公的な福祉サービスが届くようにしていくための取組が必要となっています。

### (2) 公的な福祉サービスだけでは対応できない福祉課題・生活課題

一方、地域で人々が暮らしていく上では公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題もあります。

例えば、一人暮らし高齢者や障がい者等のごみ出し、電球の交換といった軽易な手助けで行えるように、事

## 子育て世帯

育児をサポートしてくれる人がいないなどの困りごと



## 経済的に困窮した人

病気のために失業しているなどの困りごと



## 施設や病院から退所・退院する人

身元引受人等がない、日常生活を送ることに不慣れであることなどの困りごと

業者によるサービスで対応するには費用等の点で効率的ではないもの、あるいは、墓参りの付き添いなど、公的な福祉サービスで対応すべきかどうか判断が分かれる要請、賃貸住宅に入居する際に必要な連帯保証人が用意できないなどの身元保証の問題などがあります。

こうした生活課題は、かつては家庭や親族内、あるいは隣近所の助け合いなどで対応されてきたため、困りごとととらえる人は多くありませんでしたが、世帯が縮小し、近隣との関係も希薄化してきている現代においては人々が暮らしていく上での生活課題として強く認識されるようになってきています。

### (3) 社会的排除の対象となりやすい人の問題

さらに、社会的排除の対象となりやすい人への対応、マイノリティへの地域の無理解や偏見・差別という問題があります。

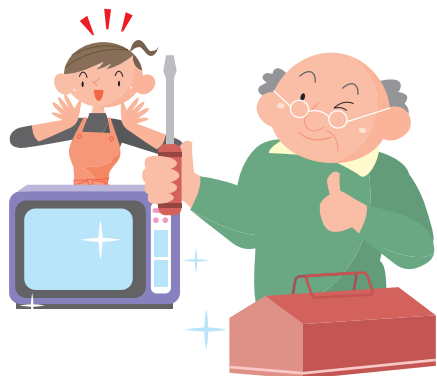
近年、福祉的な施策として、精神障がい者等の地域移行や刑務所から出所する人の地域定着が進められていますが、こうしたことが地域社会の中で十分に理解が得られているとは言えず、生活環境を整えていく際にも協力が得られにくい実情があります。

また、社会の中では発達障がい者やホームレスなどの生活困窮者、外国人などに対して誤った理解などのために、差別的な対応や排斥行為が行われることがあります。

地域には様々な人が暮らしていますが、お互いがその多様性を認め、正しい理解と人権意識を持って、暮らしていくことができる社会をめざしていく必要があります。

## 山口県の地域社会のこれから

「福祉の輪づくり運動」を進めることで、これからの地域社会の姿をこんな風にイメージしています。



### 知識や経験、技術を生かして 社会貢献ができる社会

電気工事などの技術を持った退職者などがボランティアとしてちょっとした修理などをしてくれる



### 誰もが社会の一員として 活躍する社会

耕す人がいなくなった田畑を障がいを持った人などの力を借りて共に耕作していく

「福祉の輪づくり運動」では、地域の福祉力を高め「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる地域(まち)づくり」を理念として、福祉コミュニティづくりを行っています。

#### ▼福祉コミュニティとは

福祉コミュニティでは、例えば介護の必要な高齢者や心身障がい児者、その家族、ひとり親家庭など生活問題を抱える当事者をコミュニティづくりの中心とする視座があります。

こうした人の個別的、共通的な生活課題を、当事者はもちろんのこと、当事者を支援するボランティアや地域住民、福祉関係機関・団体や福祉専門職による公私のネットワークや連携の中で、支え、代弁するコミュニティを福祉コミュニティと呼びます。

また、コミュニティは本質的に、関係しあう人が互いに協力しあうという意味を含みますが、そのためには異なった他人の存在の承認や重荷を共に支えあうことが前提となります。

そのため、地域社会から疎外・排除されている人を受け入れる価値観と態度を養う福祉コミュニティづくりが、地域福祉の主体のなすべきこととなります。



## 手助けが必要になっても安心して暮らしつづけられる社会

認知症になり、外出先で自宅に帰れなくなっても、すばやく見つけてくれる仕組みがある



## 様々な人が子育てに関心や理解を持ち、応援してくれる社会

学童児童クラブなどで地域全体で子どもを育む体制があり、地域の人だけでなく大学生や地元の社会福祉法人・福祉施設や企業なども協力してくれる

## 様々な団体や組織が地域の課題解決に積極的に取り組む社会

買い物への交通手段などに不便がある地域で、社会福祉法人・福祉施設が所有する車輛が活用される



「住み慣れた地域で 誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる 地域（まち）づくり」という言葉には、それぞれ次のような想いをこめています。

住み慣れた地域で	住み続けたいと思う日常生活圏域の、それぞれにとって生活の場となる自宅や施設などで
誰もが	生活を営むすべての人々が
安心して	何かあっても互いに助け合い、支え合える関係を持ち
心豊かに	人と人とのつながりを大切にし、生きがいを持って
暮らし続けることができる	自己選択により、自分らしい生活を続けることができる
地域（まち）づくり	一人一人が主体的にかかわる「福祉コミュニティ」づくりをすすめる

## 基本目標

### 1

## 共に支え合う「地域」づくりを進めます。

### 重点的に推進する方向性

私たちは、**顔の見える日常生活圏域**において、住民をはじめ、医療・福祉関係者や生活関連事業者が参加した地域福祉・生活支援活動の仕組みづくりを進めます。

顔の見える日常生活圏域において、**住民の助け合い活動**や**生活支援サービス**の拡充を図り、地域の実情に応じた支援体制の構築をめざします。

見守り活動は、地域の民生委員・児童委員や福祉員、地域住民が中心となって進められている活動ですが、**生活関連事業者等**の幅広い主体の参加と協力を求めながら、より**重層的な見守り支え合いの体制づくり**に取り組みます。

また見守り活動では、**高齢者に限らず、多様な福祉課題・生活課題**を抱えた人も**対象としてとらえ**、活動を推進します。

そのために、**地区社会福祉協議会**や**自治会福祉部**など地域福祉を進める組織の整備や体制強化に取り組みます。

活動の推進には、**認知症高齢者対応**や**災害時の備え**など、**誰にとっても身近で関心の高い視点**を取り入れ、地域住民の関心と理解を広げます。



## 行動指針 1

### 小地域福祉活動を進めるための「仕組み」づくりに取り組みます。

推進項目①	多様な主体に参画を得ながら、工夫と広がりを持った見守りネットワーク構築の推進
推進項目②	身近な地域での有償助け合いサービスの組織化及び運営支援
推進項目③	コミュニティソーシャルワーカー等小地域で地域福祉を推進する専門職の配置
推進項目④	地域福祉活動計画、小地域福祉活動計画策定の推進
推進項目⑤	災害ボランティアセンター運営支援体制の整備
推進項目⑥	災害時の社会福祉法人・福祉施設による福祉支援の体制整備

## 行動指針 2

### 地域福祉活動に参加してもらう「機会」「きっかけ」「場」づくりに取り組みます。

推進項目⑦	勤労者がボランティア活動に取り組みやすい環境の整備
推進項目⑧	中高年サラリーマンの地域デビューの促進

## 行動指針 3

### 小地域福祉活動を進めるための「組織」づくりに取り組みます。

推進項目⑨	小地域福祉活動を進めるための組織化及び体制強化
推進項目⑩	社会福祉安定資金の効果的な運用【再掲】

## 基本目標

### 2

## 福祉を担う「人」づくりを進めます。

### 重点的に推進する方向性

私たちは、地域福祉の推進に参画する人を増やすための取り組みを行います。

地域には**様々な福祉課題・生活課題を抱えた人**がいますが、そうした人もみな地域で暮らす、尊重されるべき地域社会の一員として認められ、**地域の担い手の一人として参加できる仕組みづくり**を進めます。

地域福祉の領域や役割が広がっていますが、住民参加と地域の様々な関係者との連携・協働を進めて行くことのできる**コミュニティソーシャルワーカー等の専門職を増やしていく**ことに取り組みます。

生活困窮者への支援など、自立と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題に寄り添いながら解決していく、**社会福祉士等の福祉専門職の資質の向上**に取り組みます。

とりわけ超高齢社会を支える、**介護職等の人材確保**に取り組みます。そのために福祉や介護の仕事の深さや楽しさ、広さを理解し、誇りとやりがいを発信していくことに取り組みます。



## 行動指針4

### 専門性の高い人材の確保・育成・定着に取り組みます。

#### 推進項目⑩

オール福祉による福祉人材確保・育成・定着の推進

#### 推進項目⑪

若い人たちへの福祉の仕事の魅力発信

## 行動指針5

### 地域福祉活動の担い手の養成・支援に取り組みます。

#### 推進項目⑫

コミュニティソーシャルワーカーの養成及び技術習得のための支援体制

## トピック

### 地域福祉の活性化を進める条件とは

山口県社協では、地域福祉の活性化を進める「条件」の一つとして「地域福祉を推進する人材が配置されること」が必要としています。

地域福祉を推進する人材とは、「コミュニティワーカー」「コミュニティソーシャルワーカー」「地区社会福祉協議会コーディネーター」であり、こうした人材が各圏域に配置されることが地域福祉の活性化のための条件としています。

人 材	活動範囲	役 割
コミュニティワーカー (CW) 《専門職》	市町域	・住民の生活課題の共有化 ・社会資源の調整や新たな活動の開発 ・地域福祉活動に関わる関係者のネットワーク化等の地域福祉活動を促進
コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 《専門職》	2～3の地区社会福祉協議会	・専門的な対応が必要な住民に対し、専門機関、ボランティア等との連携を図り、総合的に個別支援
地区社会福祉協議会コーディネーター 《ボランティア》	地区社会福祉協議会や生活圏域等	・地域活動者や住民と社会福祉協議会等の連絡調整 ・情報の伝達や地域での話し合いの場づくり等をコーディネートする

「地域福祉の活性化をすすめるヒント～地域福祉活性化システム研究委員会報告書」（平成22年12月）より

## 基本目標

### 3

## 福祉を進めるための「環境」を整えます。

### 重点的に推進する方向性

私たちは、新たな福祉課題・生活課題に取り組みます。またそのために、地域の様々な主体とつながり、協議を行います。

地域における様々な変化から、新たな福祉課題・生活課題が顕在化してきています。一方、制度や施策の動向においても広く地域福祉活動のすそ野は広がり、新たな福祉課題・生活課題への取組に期待が高まっています。

そこで、地域福祉の推進役である社会福祉協議会は、新たな福祉課題・生活課題への取組を使命としてその解決にあたります。

また、**社会福祉法人**は、これまで培った経験を生かして、**他の経営主体で担うことが必ずしも期待できない福祉サービスを積極的に実施・開発していきます。**

さらに、企業利益だけを追求するのではなく、**社会貢献活動を企業活動の一部として重視する企業**も増えてきており、福祉分野における活動展開が期待されています。

**住民自身も、より多様で重層的な互助の仕組みづくりに取り組みます。**

**社会福祉協議会**は、地域の新たな福祉課題・生活課題を把握する役割と解決に向けた仕組みづくりを身上とし、**地域の様々な組織や団体、企業や地域住民等を結び付け、ともに解決のためのサービスの開発や仕組みづくりに中心的な役割を果たします。**

新たなサービスの開発や仕組みづくりにあたっては、**地域福祉活動のための自主財源である共同募金**等を活用し、併せて広く住民にPRし、より多くの募金が集まるよう工夫を行っていきます。

高齢者、障がい者、児童など、分野を横断した連携の場やつながりづくりに取り組むことによって、制度の狭間に陥らない支援体制や新たなサービス開発等に結び付けます。

福祉・医療だけでなく、地域の様々な組織や団体等と連携しつながり、福祉以外の視点からも地域住民の福祉課題・生活課題の解決に取り組みます。

## 行動指針 6

### 新たな福祉課題・生活課題に多様な組織・団体と共に取り組めます。

#### 推進項目⑬

地域における総合相談支援体制の構築

#### 推進項目⑭

複合的な課題を抱える人等の課題解決を検討するための場づくり

#### 推進項目⑮

様々な福祉課題・生活課題を検討するための協議体づくり

#### 推進項目⑯

社会福祉安定資金の効果的な運用

#### 推進項目⑰

社会福祉法人による地域貢献活動の推進

#### 推進項目⑱

企業等の福祉的な社会貢献活動の推進

#### 推進項目⑲

身元引受人や保証人がいない人に対する支援体制の構築

#### 推進項目⑳

成年後見制度の利用促進

## 行動指針 7

### 地域福祉の理解を進めるための県民意識の醸成に取り組めます。

#### 推進項目㉑

地域福祉活動等の広報活動の強化

#### 推進項目㉒

地域福祉に関する情報発信及び提言活動の推進

# 「福祉の輪づくり運動」を進めるために みんなで役割を担い合います。

## 地域住民・ボランティアさんは、



現代社会では様々な制度やサービスが充実してきていますが、全ての課題がこうした制度で解決できるものではありません。**地域住民同士の日頃からのご近所づきあいや助け合い活動が地域の福祉力を高める**こととなります。

そのため、**一人一人が地域社会の一員であることの意識と自覚を持って、他人事ではなく、自分たちのこととして地域と向き合います。**



## 福祉員さんは、

**地域住民同士のより強いつながりをつくるための「つなぎ役」として、**日頃からご近所の人たちに話しかけ、ご近所の中の問題に気を配り、お互いが助け合えるつながりをつくっていく役割が期待されています。

## 民生委員・児童委員さんは、



自立支援や福祉サービスの利用援助、また住民やボランティアとの連携、災害時の事前事後における要援護者把握と支援といった活動をつうじて、**住民の側に立った身近な相談・支援者**としての役割を担います。



## 老人クラブの会員さんは、

長年にわたって培ってきた知識や経験、能力を活かして、**会員同士が相互に支え合う活動**に取り組んでいただきます。例えば、老人クラブ会員さんによる友愛訪問や声かけ安否確認、ふれあいきいきサロンなどの居場所づくりや有償サービスの実施などが考えられます。



## 社会福祉協議会は、

社会福祉法に「**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**」として、住民参加の地域福祉活動の推進から地域の福祉課題・生活課題に取り組み、**住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくり**に取り組みます。

## 社会福祉法人は、



社会福祉法に「**地域福祉の推進に努めなければならない**」と定められています。地域福祉を進める様々な団体や人と連携し、**制度上のサービス実施に留まらず、地域公益活動として地域における福祉課題・生活課題に任意の取組としても積極的に取り組んで行く**ことが期待されています。



## 社会福祉事業等を実施する様々な法人は、

それぞれの活動目的に沿った活動やサービス提供を行うことに加え、**法人の特色や得意分野を活かしながら地域における福祉課題・生活課題の解決に積極的に取り組む**ことが期待されています。

## 行政は、



社会福祉法に「**社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して計画的な実施が図られるよう福祉サービスを提供する体制の確保**」が規定されています。

地域住民の参画による地域福祉計画の策定を行います。



## 共同募金会は、

**住民主体の地域福祉活動などに助成するための財源であることを、分かりやすく住民に伝え**、募金増加への取組を進めていただきます。「自分たちの住む地域の福祉を自らつくり運営していくという機運づくり」を地域福祉の推進と両輪として進めていくことが期待されています。

## 「福祉の輪づくり運動」とは

山口県では、昭和61年から県・市町村社会福祉協議会を中心として、「福祉の輪づくり運動」を展開しています。

「福祉の輪づくり運動」は、「困ったときにお互いが助け合える組織をつくろう」というスローガンのもと、需給調整会議の実施や見守り活動、住民参加型在宅福祉サービス事業の実施、活動を担うボランティアや福祉員の養成等、様々な取組を展開してきました。

また、活動を継続的に実施していくための地区社会福祉協議会や自治会福祉部等といった住民組織の組織化に取り組み、今年30年目を迎えます。

## 「福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」とは

### 計画の性格と役割

山口県内の地域福祉（福祉の輪づくり運動）を推進するためのものであり、県域の地域福祉活動計画の性格を持ちます。

この計画は、山口県が策定する「第三次山口県地域福祉支援計画（平成25年度～平成29年度）」との整合性を図りながら、県民、社会福祉協議会、地域福祉の担い手等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉推進の方向を示すものです。

この計画は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である市町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の指針としての役割を持ちます。

### 計画の期間

第5次計画では、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画年度としています。

「福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」は社会福祉法人山口県社会福祉協議会が設置する地域福祉推進委員会で協議して取りまとめました。

地域福祉推進委員会には、市町社会福祉協議会、自治会連合会、商工会議所、労働者福祉協議会、弁護士会、医師会、社会福祉法人経営者協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、県民活動団体、共同募金会、学識経験者、県行政の代表者に参画いただきました。



皆様のご寄付により活動しています。

ありがとう

赤い羽根共同募金

社会福祉法人 **山口県社会福祉協議会**

〒753-0072 山口県山口市大手町9番6号(ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内)

TEL 083-924-2777

ホームページアドレス <http://www.yamaguchikensyakyō.jp/>